

2. 西南公民館について

① 現在、西南公民館を利用する社会教育団体について

<答弁>

現在、西南公民館を利用する社会教育団体について、ご答弁いたします。

まず、6月の文教常任委員会の答弁内容についてですが、西南公民館の減免対象としている団体は、公民館条例施行規則第8条第1項第5号に基づき、社会教育団体のうち市の機関が認めるものとして、利用者協議会加入の26団体を適用し、それ以外の174団体については、同項第7号を適用し、いずれも10割減免しているものです。改めて、再度答弁を確認したところ、西南公民館の利用団体は、規則の「社会教育団体で市が認めるものは10割」を該当させ、利用団体約200団体を10割減免として対応しており、西南公民館が生涯学習センターに変わった場合、公民館利用団体のうち200団体を社会教育団体と認めていることから、5割減免となる旨の答弁となっており、第7号の団体が減免適用していくためには、「利用者協議会加入が必要である」ことを伝えることができなかったことで、誤解を招く原因となっていたことにつきましては、利用者の皆様にお詫び申し上げます。

改めて、西南公民館利用団体へは、利用者協議会に加入することで、生涯学習センターに移行した後、又は他の生涯学習センターを利用する場合は、5割減免が適用される旨、丁寧な説明を行っていきます。

次に、ご指摘のありました2012年（平成24年）11月と2013年（平成25年）12月の利用者アンケート及び意見交換会において、現在の減免割合を変更する考えはないとお示ししたことについてですが、当時、建替えを含む改修計画がない時点において、老朽化し、不便な施設を引き続きご利用いただくという前提のもとでの市の考え方をお示ししたものであり、建替が決まっている現状とはその前提が大きく変わっています。

次に、工事期間中における西南公民館利用者の他施設の減免基準の適用のあり方については、現在、西南公民館で認めている社会教育団体と同様に、他の生涯学習センターを利用されている団体は、音楽、趣味・教養、運動、地域活動など多様なジャンルで活動をされており、利用する施設も他の生涯学習センターのほか、市民会館、体育館、人権文化センター、コミュニティセンター等と多様な活動場所とな

っています。そういった中で、西南公民館の10割減免を引き続き認めていくことは、他の生涯学習センターとの減免基準の不統一を招来するだけでなく、西南公民館を一度でも利用したことを理由として減免適用していくことは、他の貸し館施設利用者との公平性を損なうものであると考えます。

なお、建替後の運用等については、現在検討中の段階であり、決定後、改めて周知していきます。

以上でございます。

(再質問)

② 今回の減免対象に関する答弁内容は、6月の委員会での答弁と考え方が変更したのか。

<答弁>

減免対象の考え方について、ご答弁いたします。

先ほどご答弁いたしましたように、先の6月の委員会における答弁は、利用者協議会への加入について伝えることができなかったものであり、今回の答弁において、6月時点から減免の考え方を変更したものではありません。

以上でございます。

③ 6月の答弁内容を受けて、インターネット配信等を見た市民に対する説明責任はどうするのか

<答弁>

答弁内容に対する市民への説明責任について、ご答弁いたします。

利用者協議会未加入の団体に対しては、今後、そもそも公民館において減免を行ってきた背景・経過や、利用者協議会に加入することで、生涯学習センター移行後、又は他の生涯学習センターを利用する場合は、5割減免が適用される旨、丁寧な説明を行っていきます。

以上でございます。

④ 建替後も公民館として位置づけられた場合の使用料や減免基準について

<答弁>

建替後に公民館として位置づけられた場合の減免等の取扱いについて、ご答弁いたします。

建替後の施設については、「西南公民館再整備基本構想」でお示ししているとおり、生涯学習センターとして位置づける考えであり、減免基準についても、公平性の観点から、他の生涯学習センターと同様の取扱いを行っていきたいと考えています。

なお、仮に新しい施設を公民館の位置づけのままとした場合の減免の取り扱いですが、公民館を利用する社会教育団体の10割減免は、公民館が法的に位置づけられた昭和24年当時、社会教育活動を行う団体の多くが経済的に脆弱であった社会的背景を踏まえて実施してきたものであり、先ほどご答弁しましたとおり、他の生涯学習センターをはじめとする各公共施設においてすでに公民館で行われている各活動と同様の活動が活発に行われている状況を踏まえれば、公民館であることだけをもって、引き続き10割減免を行う理由にはなりません。従って、仮に公民館のままとしても、他の公共施設と同様、公平性の観点から、利用者には一定の負担を求めていく考えです。

以上でございます。

⑤ 公民館条例施行規則第8条第1項第5号に規定されている市の機関とは具体的に何か。

<答弁>

箕面市立公民館条例施行規則第8条第1項第5号に規定する「市の機関」について、ご答弁いたします。

まず、公民館条例施行規則第8条第1項の各号では、使用料を減免する場合やその減免割合を規定しています。そのうち、第5号では、「市内に事務所を有する公益を目的とする団体又は社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体のうち、市の機関が認めるものがその目的のために使用する場合は、10割（減免）」と規

定しています。ここでいう「市の機関」とは、市長や地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる教育委員会などの執行機関、地方公営企業法第7条の規定に基づき置かれる機関、又はこれらの機関の職員であって権限を有する者を指すものです。

以上でございます。

⑥ 建物が建替えられると、減免規定が変更されるのか。また、西南公民館を1度でも利用すれば減免対象になるのか。

<答弁>

建替に伴う減免規定の変更について、ご答弁いたします。

施設の建替えが、直ちに減免規定の変更となるわけではありませんが、今回の西南公民館の建替においては、生涯学習センターをはじめとする各公共施設において、西南公民館で行われている活動と同様の活動が一定の利用者負担のもと非常に活発に行われている現状や、建替えによる施設機能の向上を踏まえた中で、今回の建替えをきっかけとして、これまで、全く見直してこなかった減免の取扱いなどを改めようとするものです。

なお、西南公民館の利用に関しては、各団体が西南公民館を初めて利用する際の団体登録時において活動内容等から判断し、市内の社会教育団体や公益活動を行う団体はすべて減免対象として取り扱っています。先ほどの答弁は、これらの団体が、仮に1回限りの利用であった場合でも、現状の公民館運用上は減免対象になり得るものとして、答弁したものです。

以上でございます。

⑦ 利用者に対する意向調査の実施及び今後のまちづくりに合わせた社会教育施設のあり方について

<答弁>

利用者への意向調査の実施について、ご答弁いたします。

まず、西南公民館における利用率の高さは、使用料の減免が理由とのご指摘です

が、当然、料金が安いことが利用率を一定押し上げる要因になることは、西南公民館に限らず全ての施設について言えることです。一方で、西南公民館の利用者からは、安い方がもちろん良いが、ある程度の負担は仕方がない、あるいは負担すべきであるとのことのご意見も伺っており、税金を活用して施設が運用されていること、施設を利用されない多くの方や他施設利用者との公平性を考慮すると、利用率の高さのみを追い求めることが妥当であるとは考えていません。また、現在の西南公民館利用者は、その所得に無関係に使用料が10割減免されており、中西議員さんの公平性と所得格差についてのご指摘は全く当たりません。

次に、負担に関する意向調査の実施についてですが、そもそも、本市の生涯学習施設では、機能面など、施設の利用のしやすさと受益者負担とのバランスのもと、低廉な料金設定を行っています。何度もご答弁しているとおり、他の公共施設が一定の負担割合のもと、西南公民館における活動と同様の活動が活発に行われている現状などを踏まえて、他の生涯学習センターと同等の対応を行おうとするものであり、敢えて西南公民館利用者に対し、意向調査を実施する考えはありません。

なお、今後の西南公民館のあり方についてですが、生涯学習活動を活発に行っていただくためには、単に使用料を安くすることだけがその手段ではないと考えており、適正なご負担のもと、これまでの課題を踏まえて改善した魅力的な施設整備や各種講座の開催など、様々な手法を工夫しながらより魅力ある施設にしていくことが必要であると考えています。

以上でございます。